

改正 平成27年10月1日付け法務省矯成第2631号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局成人矯正課長 大橋 哲
法務省矯正局矯正医療管理官 望月 靖

性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について (通知)

近年、性同一性障害については、その診断、治療について日本精神神経学会からガイドラインが示されるなど、社会的認知が進んできており、刑事施設においても、性同一性障害や同障害と同様の傾向を有する者（以下「性同一性障害者等」という。）が収容される状況が認められ、性同一性障害者等である被収容者（以下「性同一性障害者等被収容者」という。）の処遇に当たっては、各施設において、個々の被収容者の状況を踏まえ、適切に対処してきたところですが、今般、標記について、下記のとおり取りまとめたので、各施設におかれましては、本通知を標準としつつ、個別の必要に応じて、可能な範囲で適切に対応していただきたく、お願いします。

なお、本通知のほか性同一性障害者等被収容者の処遇について疑義が生じた場合においては、適宜の方法により、矯正管区成人矯正第一課又は矯正医療調整官を通じて、矯正局成人矯正課又は矯正医療管理官まで御照会願います。

記

1 定義

(1) 性同一性障害者

「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものを

いうこと（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第2条）。

なお、「同障害と同様の傾向を有する者」とは、同法による2人以上の医師の診断を受けてはいないものの、同障害を有するものと認められるものであり、服装倒錯的フェティシズム（性的興奮を目的に異性の服装をするもの）、両性役割服装転換症（異性の一員であるという一時的な体験を享受するために、生活の一部を異性の服装を着用して過ごすもの）、自己女性化性愛（男性であって自身が女性だと想像することで性的に興奮するもの）、同性愛（ジェンダーアイデンティティは身体的性別と一致していながら、性指向としてのもの）等については、本通知における性同一性障害者等に含まれないことに留意すること。

(2) MTF

「MTF」とは、生物学的な性別は男性であるが、心理的には女性であるもの（male to female）をいうこと。

(3) FTM

「FTM」とは、生物学的な性別は女性であるが、心理的には男性であるもの（female to male）をいうこと。

(4) その他

性同一性障害であるか否かについては、知識及び経験を有する医師でなければ服装倒錯的フェティシズム、両性役割服装転換症、自己女性化性愛、同性愛等との鑑別が困難なことが多いため、在社時等の医療機関等から診断書、診療情報等を被収容者に入手させ、又は、指名医を含めた診療を受けさせること等により、可能な限り同障害の存否を明確にするよう指導するほか、性同一性障害を有する被収容者から戸籍の性別変更手続を行いたい旨の申出があった場合には、関係機関への発信を認めるなど、必要な対応を行うこと。

2 医療上の措置

(1) 性同一性障害の診断

上記1(1)のとおり、性同一性障害の診断は、診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の診断に基づき行うこととされているため、刑事施設内において当該診断を実施することは、医師の確保等の観点から対応困難であり、また、診断を実施しないこととしても収容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものとも考えられないこと、さらに、拘禁中という極めて特殊な環境において実施することは、相当でないとも考えられることから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第56条に基づき国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められること。

なお、「同障害と同様の傾向を有する者」として、処遇上の配慮を行うことの

可否について検討するために診察を行う場合など、必要と認められる範囲において精神科医師による診察を実施して差し支えないこと。

(2) ホルモン療法等

性同一性障害者等についての積極的な身体的治療（ホルモン療法、性別適合手術等）に関しては、極めて専門的な領域に属するものであること、また、これらの治療を実施しなくても、収容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものと考えられないことから、特に必要な事情が認められない限り、法第56条に基づき国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められること。

(3) 指名医による診療

上記(1)及び(2)の医療措置について、被収容者から法第63条に基づき指名医による診療の申請があった場合には、法令、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令）及び平成19年5月30日付け法務省矯医第3344号矯正局長依命通達「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令の運用について」に基づき、適切に対応する必要があること。

3 居室の指定等

(1) 収容施設及び収容区域

法第4条第1項の定めるところにより、戸籍上の性別に従い、収容施設及び収容区域を指定すること。

なお、性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条）を受け、戸籍上の性別変更済みの者については、変更後の性別に従うことに留意すること。

(2) 戸籍上の性別変更済みの性同一性障害者等被収容者の居室の指定等

個々の被収容者の事情に応じて、居室の指定等を行って差し支えないこと。

(3) 戸籍上の性別変更を伴わない性同一性障害者等被収容者の居室の指定等

ア 原則として単独室に収容するほか、本人保護及び職員の職務の正当性を担保する観点から、なるべく廊下監視カメラの整備されている区域の居室へ収容することが望ましく、また、必要に応じて監視カメラの設置された居室への収容等を検討すること。

イ 戸籍上の性別とは異なる区域への収容や処遇を希望したり、外形変更がされていること等により集団処遇が困難な受刑者については、その希望等を参酌しつつ、昼夜居室処遇とすることが適当と考えられるものの、性同一性障害者等であるとの理由のみをもって、その法令上の取扱いを法第76条第1項により隔離としたり、法第88条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第48条により制限区分を第4種に指定することは相当でないこと。

4 戸籍上の性別の変更を伴わない性同一性障害者等被收容者への対応職員

(1) 入浴等の着衣を付けない状態の監視及び着衣の有無にかかわらず直接接触して行う身体検査

ここでいう「入浴等の着衣を付けない状態の監視」を行う職員とは、入浴等を実施する担当職員に限らず、着衣を付けない状態を直接視認することとなる職員も含まれること。

ア MTFの者のうち外形変更済みの者（男性器及び睾丸を除去した者）

※ (ア) 女子職員による対応とすること。ただし、不測の事態により女子職員による対応を行ういとまがない場合や当該被收容者に粗暴性が認められる場合など、女子職員による対応とすることが適当でない特段の事情が認められる場合には、複数の男子職員による対応として差し支えないこと。

※ (イ) 男子職員が入浴等を実施する女子職員を監督又は応援する必要がある場合には、当該男子職員は、制止等の措置を執るなど緊急に対応する必要があるときを除き、当該被收容者の羞恥心等に配慮して着衣を付けない状態を直接視認しない方法で行うこと。

※ (ウ) 入浴等に際し、脱衣場の窓に目隠しするなどして、男子職員が着衣を付けない状態を直接視認し得ない措置を講じている場合には、男子職員による対応で差し支えないこと。

イ MTFの者のうち上記アの外形変更に至らない者

原則として複数の男子職員による対応とするが、必要に応じて、女子職員を含む対応として差し支えないこと。

ウ FTMの者

外形変更の有無にかかわらず、女子職員による対応（法第34条第2項の例による。）とし、必要に応じて、男子職員がその場において応援すること。

エ 入浴、身体検査等の実施に当たっては、なるべく他の被收容者と接触させず、単独で行うとともに、個々の被收容者の事情に応じて、戒護上の支障が生じない範囲において、つい立を設置するなど、羞恥心に配慮した対応をするよう努めること。

オ 対応職員に対しては、必要に応じて、性同一性障害について説明を行うなど、正しい理解の下において対応させるよう努めること。

(2) (1) 以外の場面における戒護

ア 外形変更の有無等にかかわらず、性同一性障害者等であるとの理由のみをもって特別な取扱いをせず、他の被收容者と同様、收容区域の担当職員等による対応とすること。

イ 健康診断（法61条）や診療等（法62条）は、その性質上、上記（1）に該当するものではなく、これらを行う医師及び医療従事者については性別を限

定する必要はないこと。

5 戸籍上の性別の変更を伴わない性同一性障害者等被收容者への処遇内容

(1) 運動

外形変更の有無等にかかわらず、性同一性障害者等であることの理由のみをもって特別な取扱いはせず、支障がない範囲において集団運動を実施すること。

(2) 衣類

ア 貸与する衣類については、被收容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令。以下「物品訓令」という。）別表1において、性別により品名が限られているものについては、原則として、戸籍上の性別に係るもののみを貸与すること。ただし、外形変更済みの者について、豊胸手術をしているためブラジャーの使用が必要であるなど、個別の事情により、使用の必要が認められる場合には、物品訓令第9条の2に基づき、貸与することとして差し支えないこと。

イ 受刑者の自弁の衣類については、物品訓令別表4において、性別により品名が限られているものについては、原則として、戸籍上の性別に係るもののみ使用を許すことが相当であること。ただし、外形変更済みの者について、豊胸手術をしているためブラジャーの使用が必要であるなど、個別の事情により、使用の必要が認められる場合には、物品訓令第9条の2に基づき、使用を許すこととして差し支えないこと。

ウ 受刑者以外の被收容者の自弁の衣類については、法第41条第2項に基づき、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに賞罰の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとされているところ、使用の許否判断に当たっては、当該衣類の使用による他の被收容者への影響等を検討する必要があること。

(3) 日用品

ア 被收容者に貸与又は支給する日用品については、物品訓令別表2において、性別により品名が限られているものについても、原則として、戸籍上の性別に係るもののみを貸与又は支給することが相当であること。ただし、MTFの者について、規則第26条第4項により調髪を行わせない場合においてシャンプーを支給するなど、個別の事情により、使用の必要が認められる場合には、物品訓令第9条の2に基づき、貸与又は支給して差し支えないこと。

イ 受刑者の自弁については、物品訓令別表7において、性別により品名が限られている物品については、原則として、戸籍上の性別に係るもののみ自弁を許すことが相当であること。ただし、MTFの者について、規則第26条第4項により調髪を行わせない場合においてくしや整髪料を使用させるなど、個別の事情により、使用の必要が認められる場合には、物品訓令第9条の2に基

づき、自弁を許すこととして差し支えないこと。

ウ 受刑者以外の被収容者の自弁については、物品訓令別表9において、性別により品名が限られている物品については、原則として、戸籍上の性別に係るもののみ自弁を許すことが相当であること。ただし、長髪としているMTFの者についてヘアピンを使用させるなど、個別の事情により使用の必要が認められる場合には、物品訓令第9条の2に基づき、自弁を許すこととして差し支えないこと。

(4) 調髪

ア FTMの受刑者の調髪に当たって、女子受刑者の髪型の基準については、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第6条において、「華美にわたることなく、清楚な髪型とする。」とされているので、これに基づき短髪とすることは可能であること。

イ MTFの受刑者から、調髪を行わないでほしいとの希望があった場合、規則第26条第4項により、これを行わないことを相当とするか否かは、当該受刑者の精神状態や過去の生活歴その他の事情を考慮して、当該受刑者にとって、調髪を行わないことが処遇上有益であると認められる場合に限ることが相当であること。この場合、他の受刑者との処遇の均衡性に鑑み、集団処遇が困難になることも考慮すること。

(5) カウンセリング

被収容者の心情の把握を図るべく、必要に応じて、平成19年5月30日付け法務省矯成第3349号矯正局長通達「少年施設の職員による処遇共助の実施について」記2の(1)のアの規定によるカウンセリング又は職員による面接の実施を検討する等の配慮をすること。